

豊中市部活動の地域展開 ～中学校部活動から「とよチャレ」へ～

部活動の地域展開とは？

中学校の教員等が「顧問」として担ってきた部活動の指導を、学校施設等を利用しつつ、地域の指導者やクラブ団体が行っていくことです。

豊中市教育委員会事務局学校教育課
06-6858-2847
豊中市都市活力部スポーツ振興課
06-6858-3092

こども
どもに、
とよなか

①豊中市の部活動は地域クラブ活動「とよチャレ」へ

豊中市では、令和7年(2025年)6月にアンケートを実施し、関係者の意識を調査しました。その結果を踏まえて、将来にわたって子どもたちが主体的に選択し、多様な活動に参加できる機会を確保することを目的として、部活動から地域クラブへの展開を段階的に進めることとしました。

令和10年度(2028年度)度8月末をもって中学校部活動を終了し、平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動する「とよチャレ」を開始します。

豊中市の地域クラブ活動が、子どもたちにとって主体的に多様な活動にチャレンジできる場になるよう願いを込め、豊中市地域クラブ活動の愛称を「とよチャレ」としました。



②「とよチャレ」の特徴



「とよチャレ」の特徴

- 子どもたちが「やりたいこと」を選んで活動できるようにします。
- 自分で考え、行動し、挑戦する機会を通じて、子どもたちの主体性を育みます。
- 様々な世代や地域の人と関わることで、子どもたちの社会性や協調性を育みます。

「豊中市認定地域クラブ」…豊中市が認定した「とよチャレ」の運営主体となる団体等

【豊中市認定地域クラブの特徴】

- ①中学生の主体的・多様な参加
- ②公共性・非営利性を重視した運営
- ③安全・健康管理とハラスメント防止の徹底
- ④地域・学校との連携を前提とした活動設計
- ⑤持続可能な運営体制と指導者の育成

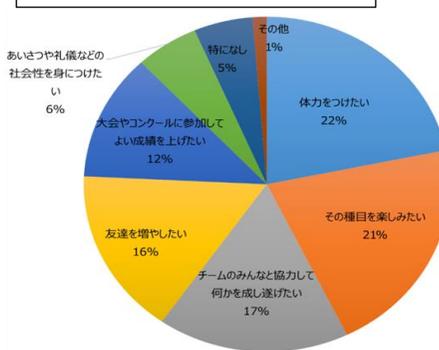
	部活動	とよチャレ
運営主体	学校	認定を受けた地域団体
指導者	教員 部活動指導員など	多様な人材 希望する教員(兼職兼業)
参加者	在籍学校の生徒 (拠点校部活動に参加する他学校の生徒)	学校・地域に関係なく希望する生徒や、その団体で活動している人
活動場所	学校施設	学校・地域の諸施設
費用負担	一部実費	月会費など
保険	日本スポーツ振興センター災害共済	スポーツ安全保険など

〈参考〉学校部活動と「とよチャレ」の違い

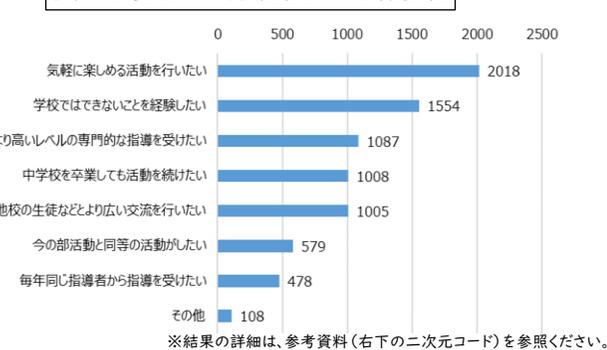
③児童生徒や教員・保護者の声

児童生徒・教員・保護者対象のアンケート調査を実施 実施時期: 令和7年(2025年)6月

スポーツ・文化芸術活動に期待することは?(小学生)



地域クラブに参加するとして、活動に求めることは?(中学生)



※結果の詳細は、参考資料(右下の二次元コード)を参照ください。

【令和7年度(2025年度)現在の小学生】

小学6年生	中学3年まで学校の部活動が継続
小学5年生	中学2年夏まで学校部活動の所属可能
小学4年生	中学1年夏まで学校部活動の所属可能

～国の動き～
子どもたちがよりよい環境で活動できるよう、部活動の在り方が見直されています。令和5年度から令和7年度までは、休日の部活動を段階的に地域へ移していく期間としています。さらに令和8年度からの6年間で“改革実行期間”と位置づけられました。学校だけでなく、地域全体で子どもたちの活動を支えていく取り組みへの支援が進んでいます。



④よくある質問

Q1: 地域クラブはどのように探したらいいですか？

A1: 今後、豊中市が認定した地域クラブは、生徒・保護者の皆さまにお知らせをしていきます。

Q2: 活動場所はどこになりますか？

A2: 学校や公共の施設、地域団体の活動拠点等、認定地域クラブごとに異なります。

Q3: 大会や発表会には参加できますか？

A3: 認定地域クラブの活動目的に応じた大会や発表会への参加となります。大会や発表会への参加を目的とするクラブ、スポーツや文化活動に親しむことを目的とするクラブ等、様々あります。

Q4: 活動場所までの送迎や移動はどうなりますか？

A4: 基本的にご家庭での送迎や生徒自身での移動を想定しています。できる限り移動距離が短くなるよう、認定地域クラブが近隣の学校施設等を活用できるよう検討していきます。

Q5: 費用はどれくらいかかりますか？

A5: 認定地域クラブによって異なります。豊中市としても費用等の支援策については生徒や保護者の負担が過重なものとならないよう検討していきます。

Q6: 地域クラブ活動での安全管理等はどうなっていますか？

A6: 豊中市の基準に沿って安全管理の体制を整えた団体が運営します。認定地域クラブに対しては、熱中予防、頭部外傷やスポーツ外傷の予防、応急処置、体罰・ハラスメント予防等について研修を実施する等、安心・安全な活動の実施に向けて取り組んでいきます。

Q7: 指導者はどんな人ですか？

A7: 専門知識を持つ認定地域クラブの指導者の方等です。兼職兼業により、教員が認定地域クラブの指導者となることもあります。

参考 令和7年度(2025年度)部活動地域展開に関するアンケート調査結果報告書

資料 とよチャレ(豊中市地域クラブ活動チャレンジ推進事業)について～中学校部活動から「とよチャレ」へ～

